住民の生命・生活を脅かす新型コロナウイルス感染症対策について

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、多くの命や安全・安心な生活が奪われ、新たな格差や貧困、差別や孤立などを生み出している。

全国の新規感染者数が減少し、医療提供体制への負荷も軽減されていることから、9月30日をもって19都道府県の緊急事態宣言と8県でのまん延防止等重点措置が解除された。こうした中、国民の感染対策への意識の薄れや、新たな変異株の発生などを起因とした感染再拡大の恐れは何としても阻止しなければならない。

中国地方知事会としても、年末にかけ懸念されている「第6波」による感染再拡大の波を何としても抑え込むべく、これまで5度にわたる感染拡大の波を乗り越えてきた経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等による徹底した感染の抑え込みや、特に、若年・中年層に対し円滑なワクチン接種を促すことに加え、抗体カクテル療法や追加接種の促進など、感染対策に全力を尽くすとともに、疲弊した地域経済の回復に向けた対策についても、引き続き積極的に取り組む決意である。

そのためには、国との一致結束した取組は不可欠であり、次の事項について国の対応を強く要請する。

1 第5波の総括及び第6波に備えた効果的対策の提示

デルタ株への置き換わり等による急激な第5波の到来と、その後の急激な感染者数の減少など、その経過・原因、対策の効果等については十分な検証が必要である。

今後必ず到来する第6波に備えるためにも、国において、諸外国との比較も含めて科学的根拠や知見を交え、今回の第5波の分析・検証を早期に進めた上で総括を行い、今後有効となる具体的な対策を都道府県と共有するとともに国民に対してしっかりと提示すること。

2 コロナ禍からの出口戦略

出口戦略・行動制限の緩和の検討に向けて、地域の実情に応じた 制度となるよう、国は速やかに、自治体と十分に協議すること。 「ワクチン・検査パッケージ」を適切に運用するためには、まず大前提として、どのような状況・場面で運用するのかを明確に示す必要があるとともに、実施の前提となるワクチン接種率を含めた様々な指標を示す必要がある。可能な限り制約のない日常生活を徐々に戻していけるよう、適用場面・適用期間を含め制限緩和の具体的な内容、及び終了時期について明示し、集中ヒアリングを始め国民的な議論につなげること。さらに、緊急事態宣言地域等における緩和を前提とした議論ではなく、そうでない地域における感染対策強化も視野に入れた幅広い議論を行うこと。

「ワクチン・検査パッケージ」の実施における、PCR検査の受検や検査結果証明書に係る個人負担への支援策、市区町村や保健所、医療機関の負担とならない制度設計、その他、ワクチンを接種できない方への支援をはじめとする各種取組への支援を拡充するとともに、個人の人権にも十分配慮した取扱いがなされるよう留意するとともに具体的な規範やガイドラインを示すこと。

また、これらの証明書等については、紙などのアナログでの運用 はもちろんのこと、デジタル化も早期実現すること。

技術実証について、結果の評価方法をあらかじめ設定の上、データを蓄積・分析、公表するとともに、その知見を活かして本格実施に移行すること。

また、国・自治体・事業者の役割分担などを含めた詳細な内容を 速やかに示すこと。加えて、今後、地元の円滑な協力が得られるよ う、技術実証に必要な費用については、全て国の負担とすること。

なお、出口戦略の検討においては、行動制限の緩和を中心に議論されているが、感染しても重症化させずに国民の命が守られる医療体制の確保が出口戦略の根幹であり、積極的疫学調査や入院・治療の徹底を堅持する体制の構築を併せて議論すること。

また、今般の新型コロナによるパンデミックを教訓に、感染防疫を一元的、主導的に担う組織の創設などを検討すること。

さらに、行動制限の緩和と併せて、デルタ株や新たな変異株の発現も念頭に置きながら、感染が再拡大するなど最悪の状態も想定し、現状よりも強い措置がとれるように、対処方針や立法措置、制度運用の見直しに向けて議論を進めること。

3 緊急事態宣言等の実効性の確保

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、地域の感染状況を踏まえ知事

の要請に応じて機動的に発動すること。あわせて、手続の簡素化や迅速化等の見直しを行うとともに、更に強い措置となるロックダウンのような手法のあり方についても検討すること。また、知事が特措法第24条第9項に基づき行う、人と人との接触を低減させるための協力要請に対する国の財政支援の対象を飲食店以外にも拡大すること。

また、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の対象となった地域においては、実効的な時短営業・休業要請となるように、人流抑制効果が高い商店街単位での小規模店舗など、飲食業と大規模施設以外についても協力支援金の財政措置をすること。

加えて、協力金の下限単価、日額売上高等、制度間での公平性 を確保するとともに、早期給付の導入や支給算定額の複雑化によ る自治体事務の負担軽減、必要な財源措置等を行うこと。

まん延防止等重点措置については、緊急事態宣言に至らないための前段階の措置という制度の趣旨に則って運用するとともに、同一都道府県内全域を対象可能とするなど、措置内容の抜本的な見直しを含め、実効性を格段に引き上げる運用とし、国の責任の下で、特措法・旅館業法等の必要な法整備を早急に検討すること。

直ちに感染拡大防止に効果を発揮できる内容へ基本的対処方針を変更することも含めた運用の見直しをはじめ、爆発的感染拡大の危機を突破するため、現行特措法下でも可能な幅広い制限とこれを可能とする国の財源措置について、例えば、ロードプライシングなどあらゆる思い切った措置も含め、速やかに検討すること。

- 4 新たな変異株に対応した保健・医療提供及び検査体制の充実強化 全国各地において、デルタ株等の変異株の急速な感染拡大、重 症例が増加するなど、新型コロナウイルスとの闘いは、新たな局 面に入ったが、過度な負担を医療現場にかけることなく、安全な 保健・医療体制を確保するため、以下の対策を講じること。
 - ・積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、県と保健所が感染 ルートを探知し、感染の封じ込めを図れるよう支援を行うこと。
 - ・変異株も含めた新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を民間検査機関も含めて整備するとともに、民間検査機関も含め、変異株サーベイランスに要する経費の全額を国が負担すること。

- ・変異株の国内での感染力の変化や特性、ワクチンの効果、世界 各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学 的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏 まえた対処方法を明示すること。
- 新たな変異株を早急に確認できるよう、全ゲノム解析を全ての 地域で実施できる体制を早急に構築するとともに、各地の感染 状況を国において集約し自治体に提供すること。あわせて、最 新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。
- ・世界各国での変異株の確認等を踏まえ、感染力が高い変異株流 行国・地域からの入国について引き続き対策の強化を徹底する とともに、感染状況に応じて機動的に対象国の拡大等を行うこ と。
- ・積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対する、更なる財政的、技術的、人的支援を行うこと。また、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務効率化・簡素化について継続して検討を行うこと。
- ・ P C R 検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換並びにそのための体制整備の徹底及び強力な財政支援を行う こと。
- ・無症状者等へのPCR検査等(モニタリング検査)の効果的な 実施に加え、医療機関や高齢者、障害者施設の従事者の集中検 査や新規の入院・入所者に対する検査を実施するとともに、そ れに対する十分な財政支援を行うこと。
- ・発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。また、個人防護具の支給等の支援を継続すること。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設や同一医療機関 内での転床時の診療報酬かさ上げなど、包括支援交付金による 支援を充実すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れにより一般医療が制限された場合の経営上の損失について補償すること。また、これまでの教訓を活かし、重症患者や中等症患者を受け入れるべく十分な病床確保並びに医療従事者の確保ができるよう制度改正を含めた見直しを行うこと。

- ・中和抗体薬 (カシリビマブ・イムデビマブ、ソトロビマブ) について、必要な患者へ迅速かつ公平な供給体制をさらに加速させること。
- ・自宅療養前には、血液検査やバイタル確認などを行い、重症化 の恐れがないことを確認するなど、早期受診・早期治療の体制 を確立すること。
- ・患者の安全を確保するため、外来における診療体制と往診等の体制構築を速やかに進め、自宅療養を余儀なく強いられる感染者に対し、「パルスオキシメーター」等、治療に必要となる医療機器や医薬品等の十分な確保をはじめ、容態の急な変化や悪化に対し即時に対応できる医療体制が早急に構築できるよう、支援を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講じるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・子どもの感染が増加している状況を踏まえ、ワクチン接種の対象年齢に満たない児童や幼児が利用する小学校や放課後児童クラブ、保育所、幼稚園等における感染防止対策に要する経費について、十分な財源を確保し適切な支援を行うこと。
- ・介護や障害福祉サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業等について、地域の実情や要望等を踏まえ、国の責任において令和2年度と同様に十分な財政措置を講ずること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策としての介護・障害分野の報酬 上乗せ措置は9月末までとされ、10月以降は補助金により継続 支援することとされたが、都道府県の財政負担増とならないよ う、国が責任をもって財源を措置すること。また、都道府県及 び各サービス事業所の事務負担が増加しないよう、手続等につ いて簡素な方式の制度設計とすること。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるような法的措置や

行政の体制強化を検討するにあたっては、県内で統一的な対策の実施を可能とするため、県と保健所設置市との役割分担を見直し県主導で必要な措置を講じられる仕組みを構築することも含めて検討を行うとともに、その他地方の意見を十分に踏まえること。

- ・今後の深刻な病床ひつ迫時にも対応していくため、医療従事者 の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進する こと。あわせて、病床が不足した際に臨時の医療施設を開設す る場合、医療従事者確保及び円滑な設置・運営に必要となる診 療報酬の引き上げも含めた財政措置等の対策を講じること。
- ・若年層への感染対策として、中等症等でも後遺症に悩まされること、陽性者数の増加が医療提供体制に深刻な影響を及ぼすこと、ワクチン接種後も基礎的な感染予防策が必要なこと、また、ワクチンの副反応や効果などに関する正確な情報を分かりやすく伝えるなど、行動変容を促すため、各世代に沿った広報媒体の活用等を含め、影響力の高い情報発信を国として強力に進めること。

5 ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

感染の早期終息に向けて、ワクチン接種を迅速に実施するため、 以下の取り組みを進めること。

(1) 2回目接種の完了に向けた取組

- ・各都道府県、市区町村では、総理が言及された「今年10月から11月までの早い時期にかけて希望するすべての方への接種 完了」に向けて、医療従事者の協力を得て接種体制を構築し取り組んでおり、国においては、3回目接種の前に、まず希望するすべての方に2回接種することを最優先とし、市町村が必要とする量のファイザー社製ワクチンを確保し、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう万全を尽くすこと。
- ・市区町村の実情を踏まえた上で、新たに 12 歳になる方などを含めて、希望する種類、量のワクチンを確実に供給するとともに、供給計画について丁寧に説明を尽くすなど、情報の早期共有を図ること。
- ・医師が交互接種の必要性を判断するための具体的な基準を早急に示すこと。
- ・第5波では 12 歳未満の子供が感染する事例が顕著に目立った

ことから、海外での接種事例や知見を踏まえつつ、速やかに接種対象拡大に関する国としての方針を示すこと。

- ・ワクチンの効果や副反応について、客観的データに基づいた分析・検証を行い、特に若年層・壮年層を中心に、接種が周りの方も含めて守ることを示す正確な情報を発信すること。
- ・ワクチンの接種が一定程度完了した後の状況を見据え、ワクチン接種の効果分析を国として行い、抗体の定着状況を把握する ための抗体検査について、実施する主体や、実施の規模や時期 など国としての見解を早期に示すこと。

(2) 追加接種の実施に向けた取組

- ・「追加接種」や「交互接種」について自治体の予算や人員体制への影響も十分に考慮の上、科学的知見に基づき国としての方針を可及的速やかに示すほか、具体的なスケジュールを含めた接種の進め方や、優先順位等の考え方など、接種事務を担う市区町村の今後の接種計画の策定に資するよう、中長期的な接種のあり方について早期に提示すること。
- ・接種計画策定に必要となる供給量の目安を速やかに自治体に示し、供給量の急激な減少が生じないよう、必要なワクチンの種類、量を確保すること。
- ・大規模会場や職域接種で接種した方への追加接種については、 適切な接種体制の構築や県の取組への支援、また希望する企業 による実施を認めるなど、市区町村の負担の軽減を図ること。
- ・新たに 12 歳になる方など、希望者に対する接種は継続的に実施していくことを踏まえ、1・2回目用と3回目用のワクチンの相互間融通を可能とするとともに、自治体ではなく医薬品卸業者による低温での流通体制を構築すること。
- ・3回目接種の前提となるVRSの入力について、関係団体へ改めて早急な入力の依頼を行うとともに、読み取りエラーへの対応やエラーデータの補正等について、対応マニュアルの提供など可能な限りの支援を行うこと。また、事務作業を省力化し医療現場の負荷軽減を図るなど、国としてVRS入力促進についての支援や広報等を強力に行うこと。
- ・追加接種に要する費用については、地方の負担が生じないよう、 国において確実に財政措置を講じること。
- ・3回目接種と「ワクチン・検査パッケージ」との関係性について、国として早期に考え方を整理し、示すこと。

(3) 国産ワクチン・治療薬の開発

- ・新型コロナウイルスを完全に制圧するとともに、今後の変異株等へも対処するため、政府は大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国内臨床試験の推進も含め、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図ること。
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬として、既存薬も含めて、 政府 が主導して特効薬の研究・実用化を支援し、治療法の確 立を実現すること。

6 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、全国の感染状況も踏まえ、感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とすることとし、医療・検査体制の強化や事業者支援等を進めるため、地方自治体が必要とする額を確保し、更なる増額を行うこと。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間(3年間)終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

あわせて、令和2年度に都道府県に交付された令和2年度分の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の残額については、一旦国庫返還手続等を行うことなく、令和3年度交付手続の中で効率的な執行ができるよう柔軟な取り扱いとすること。

7 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

厳しい経済情勢を踏まえ、地方創生臨時交付金の市町村分を含む 2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業 者の支援を含め、大胆な経済対策を実施するとともに、喫緊の対応 として以下の対策を講じること。

(1) 緊急事態宣言により影響を受けた飲食業等への支援の充実

緊急事態盲言対象地域外の飲食業やそれ以外の業種において も、緊急事態宣言により厳しい影響が生じているため、新型コロ ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態 宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全 国において地域経済への支援や感染対策を継続的に講じること が求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、市区町村 も含めて地方団体が必要とする額について、引き続き交付金の確 保を行うこと。特に、これまでの協力金が膨大な額に上る中、支 給時期と臨時交付金の交付時期とのずれにより、一時借入に伴う 利払いを余儀なくされている現状を踏まえ、補正予算等による地 方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額を実施す ること。また、月次支援金等の支援措置について、支援対象地域 も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩 和、弾力的運用や協力金との併給容認等を図るとともに、事業者 の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、電子申請のサポ ート会場の複数設置等による迅速な給付、自治体が実施する支援 制度との役割分担を図るための対象事業者の考え方などの情報 提供を行うほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や 要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲 食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある 対策を講じるとともに、公平性の観点や円滑な執行等が行われる ことに配慮すること。

(2) 中堅企業、中小企業、小規模事業者等への支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、3月末で終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込みを再開すること。また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

(3) 雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス

感染症対応休業支援金・給付金の更なる対象拡充・延長に加え、 失業給付の充実を図るとともに、引き続き、支援が必要な事業者 や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を 講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。特に雇用 調整助成金等の特例措置については、現行特例は 11 月末まで、 うち中小企業の助成率は 12 月末まで延長される方針が示された が、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる発出と長期 化の影響が拡大していることを踏まえ更に延長すること。また、 緊急事態宣言地域や重点措置区域内外にかかわらず全ての業種 に特例措置を再適用するとともに、5 月以降の縮減については縮 減前の水準までの遡及適用を行うこと。

なお、雇用調整助成金の財源不足に伴う雇用保険料の引き上げ に向けた検討をする場合は、感染拡大や感染防止措置により事業 者や労働者ともに大きな影響を受けていることを踏まえ、経済状 況が十分好転するまでは、一般会計からの充当など公費の投入で 対応すること。

在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を 行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・ 大規模企業等についても中小企業並みに助成率を引き上げるこ と。

(4) 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、「緊急雇用創出事業」を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするため、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

(5) 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や 人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル 習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じるこ

(6) 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出すことがないよう、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

(7) 地域公共交通機関の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、赤字補填や減収補填などの経営支援を国において責任をもって講じるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和2年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

(8) 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

県内旅行の割引事業を財政的に支援する「地域観光事業支援」については、近隣圏域での旅行も含め、利用期間や予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、ステージⅢ相当以上により事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取り扱うこと。また、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とするなど、補助対象経費の拡充、一人当たりの補助限度額の引き上げ、間接経費上限(直接経費 10%)の緩和等、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、Go To トラベル事業の再開にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、実施期限を延長し継続的な観光需要の喚起を図るとともに、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

Go To キャンペーン事業は地域経済に与える効果が大きいことから、各都道府県知事の意見も踏まえた上で、感染状況に応じて再開するなど柔軟に対応すること。Go To イート事業については、感染状況を鑑み、食事券の一時販売停止や利用自粛の呼びかけを行っていることから、食事券の販売期限(最長 11 月 15 日)及び利用期限(最長 12 月 15 日)の更なる延長及びプレミアム率の引き上げを行うとともに食事券発行額を拡充すること。

また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早

期に行われるよう円滑な運用を図るとともに、販売・利用期間の 延長を行う際のキャンペーン事務局に支払う費用が適正なもの となるよう対応を講ずること。

(9) 米の需給改善及び価格安定に向けた対策の実施

コロナ禍による業務用需要の減少に伴う民間在庫量の増加が、 米価の引き下げにつながり、稲作農家の経営が厳しい状況に直面 していることから、令和4年産に向けて米の主産地に対して需要 に応じた生産の徹底を促すとともに、「水田活用の直接支払交付 金」をはじめとした主食用米から作付転換を図るための予算を十 分に確保すること。

また、コロナ禍の影響における需給環境の改善は、生産者、関係団体等による取組だけでは限界があることから、在庫の解消に向けた抜本的な対策を講じるとともに、輸出拡大や消費拡大など需要回復・拡大に向けた対策を強化すること。

(10) 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

(11) 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

感染の再拡大や変異株の影響により出入国制限が随時変更されている中、外国人材に対する在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために出入国手続等の早期の的確な情報提供を行うこと。あわせて帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

また、入国再開に際しては、受入企業に中小企業が多いことを勘案して、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担が過大とならないよう軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体にも財政支援を行うこと。

8 学校等教育分野や子育てへの支援

(1) 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとともに、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講じること。

(2) 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒1人1台の端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補塡措置を講じるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意 工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

(3) 児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対する偏見やストレス、いじめ等に対応して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

(4) 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備、ドアノブや水道ハンドルの非接触型への更新等を行った場合の経費について、十分

な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

(5) 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。あわせて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(6) 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて 強力に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、 国においても自殺対策を強力に講じるほか、各種交付金等の財源 確保や弾力的な運用を図ること。

(7) 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

(8)保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

子どもへの感染が拡大しており、保育所等において感染防止対

策を徹底するために必要となる物品購入費、人件費等の経費について支援を強化するとともに、介護施設等への財政支援と均衡のとれた支援とすること。

また、今後、介護や障がい分野の施設・事業所職員に慰労金を 支給する場合は、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職 員についても、支給対象とすること。

(9) 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講じるなど、財政支援の充実を図ること。

9 新しいビジネスモデルの積極的な推進

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン会議やテレワークが一気に進み、人々が働く場所から解放され、対面によらずに仕事ができるようになり、今後、組織に所属せずプロジェクトごとにメンバーが集まるなどのギグエコノミーの一層の拡大が想定されることから、こうした変化に適応するための支援を行うこと。

(1) 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

(2) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(3) ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」 への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や 人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

10 新たな日常に対応した自治体DXの推進

コロナ禍で生じた住民の意識・生活の変化を社会変革へとつなげ、 コロナの時代の「新たな日常」を確立するため、その原動力となる 社会全体のデジタル化を強力に推進する必要があることから、地方 と一体となって次の取組を推進すること。

(1) 行政手続の見直し

オンライン化、ワンストップ・ワンスオンリーの実現に向け、 全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを 行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、財政支援を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの 共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインタ ーフェイスの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の 電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

(2) オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や 官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、 利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

ついては、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

(3) マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの生体認証による個人認証、健康保険証や各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

(4) デジタルデバイド対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、 国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学 習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から 必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリ テラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

(5) 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

11 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、その家族等に対する偏見や差別、また、宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害、さらにはワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和3年10月15日

中国地方知事会

鳥取県知事 <u>\frac{1}{1}</u> 伸 治 井 島根県知事 也 達 丸山 岡山県知事 太 伊原木 隆 広島県知事 湯 英 彦 﨑 山口県知事 村 尚 嗣 政